

令和 7 年度第 1 回  
朝霞市景観審議会議事録

令和 7 年 1 月 18 日

都市建設部 まちづくり推進課

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	朝霞市景観審議会（第1回）	
開催日時	令和7年11月18日（火） 午後 1時30分から 午後 2時25分まで	
開催場所	朝霞市役所 本館4階 401会議室	
出席者の職・氏名	別紙のとおり	
欠席者の職・氏名	別紙のとおり	
議題	別紙のとおり	
会議資料	別紙のとおり	
会議録の作成方針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 委員全員による確認	
傍聴者の数	0人	
その他の必要事項	なし	

令和7年度第1回

朝霞市景観審議会

令和7年11月18日(火)  
午後1時30分から  
午後2時25分まで  
市役所 本館4階 401会議室

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 議題
  - (1) 景観づくり団体認定申請について
  - (2) 朝霞市の景観について
- 4 閉会

---

出席委員(7人)

副 会 長	学識経験者	大正大学招聘教授	寺 村 淳
委 員	学識経験者	埼玉建築士会県南支部長	大 橋 純
委 員	学識経験者	都市計画審議会職務代理	前 田 敏
委 員	学識経験者	商工会建設部会部会長	小 泉 博
委 員	関係行政機関の職員	埼玉県朝霞県土整備事務所副所長	鈴 木 勝
委 員	公募市民		細 川 温
委 員	公募市民		吉 谷 太

---

欠席委員(5人)

会 長	学識経験者	東京科学大学教授	真 田 純 子
委 員	学識経験者	朝霞市農業委員会会長	高 橋 隆
委 員	学識経験者	朝霞市環境審議会会長	松 村 隆
委 員	市議会議員		渡 部 竜
委 員	市議会議員		ご ん 純 一

---

事務局(7人)

事 務 局	都市建設部次長兼開発建築課長	塩 味 基
事 務 局	まちづくり推進課主幹兼課長補佐	持 田 宏 行
事 務 局	まちづくり推進課都市計画係係長	村 岡 拓
事 務 局	開発建築課建築指導係係長	八 田 直 也
事 務 局	まちづくり推進課都市計画係主査	戸 塚 隆一郎
事 務 局	まちづくり推進課都市計画係主事	大 里 成 歩
事 務 局	まちづくり推進課都市計画係主事補	吉 田 龍 平

## 会議資料

- ・令和7年度第1回朝霞市景観審議会 次第

- ・議題：景観づくり団体認定申請について

資料：景観づくり団体認定申請について

資料：朝霞市景観計画 景観づくり団体関係 抜粋資料

議題：朝霞市の景観について

資料2-1：朝霞市景観計画

資料2-2：朝霞市景観計画【別冊】景観づくり重点地区「黒目川沿川エリア」景観づくりの方針・景観づくり基準

資料2-3：策定中の都市計画マスタープランにおける景観について

## 審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

### ◎ 1 開会

○事務局・大里まちづくり推進課都市計画係主事

皆様こんにちは。

それでは定刻となりましたので、ただいまより令和7年度第1回朝霞市景観審議会を開催いたします。本日は、お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

議事録作成のため、発言の際にはマイクをオンにしてからご発言いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

本日の審議会の出席委員でございますが、総数12名中7名でございますので、朝霞市景観条例第39条に定める開催定足数を満たしていることをご報告申し上げます。

なお、真田会長、渡部委員、松村委員、高橋委員、ごん委員におかれましては、本日所用のためご欠席のご連絡をいただきしておりますので、ご報告させていただきます。

それでは審議会の開会にあたりまして、塩味都市建設部次長兼開発建築課長よりご挨拶申し上げます。

### ◎ 2 挨拶

○事務局・塩味都市建設部次長兼開発建築課長

皆様こんにちは。

本年度第1回ということで、皆様本市の職員を見て驚かれた方もいらっしゃると思うんですけど、本年度途中からのニュートラルビズということで、私服での職務の従事が可能となっておりますので、ご容赦いただきたいというふうに思います。

本日は、本当にお忙しい中、令和7年度第1回の朝霞市景観審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また日頃より本市の景観行政にご協力いただきまして、重ねてお礼申し上げます。

本日の景観審議会の議題は2件でございます。1件目が、景観づくり団体認定申請についてご意見をいただきたいというふうに思っております。

2件目です、朝霞市の景観についてでは、朝霞市都市計画マスタープランの進捗状況についてご説明の方をさせていただきたいというふうに思います。

本日の審議会におきまして、皆様の忌憚ないご意見を伺いたいと思います。また、議事の円滑な進行にご協力のほどよろしくお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきたいと思います。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局・大里まちづくり推進課都市計画係主事

ここで、まず本日の会議資料について確認させていただきます。

あらかじめ送付させていただきました資料が、議題資料といたしまして、議題（1）、「景観づくり団体認定申請について」、議題（1）参考資料、議題（2）朝霞市の景観について、「朝霞市都市計画マスタープラン進捗状況」でございます。

皆様、資料はお揃いででしょうか。

朝霞市景観条例第37条により、真田会長欠席のため、寺村副会長に会長の職を代理していただきます。寺村副会長、お願ひしてもよろしいでしょうか。

それでは、進行をお願いいたします。

○寺村副会長

はい。

それでは真田会長に代わりまして寺村の方が進行をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

それでは早速ですが議題（1）「景観づくり団体認定申請について」事務局の方、説明をお願いいたします。

◎3 議題（1）景観づくり団体認定申請について

○事務局・戸塚まちづくり推進課都市計画係主査

はい。それでは説明をさせていただきます。

本議題は、平成30年5月から募集しています、主体的に景観づくりに取り組もうとする市民や事業者が組織する団体を朝霞市景観条例に基づき景観づくり団体に認定するために、委員の皆様にご意見を伺うものでございます。

景観づくり団体とは、地域における良好な景観づくりに積極的に取り組む、概ね5人以上で構成された団体のことです。

景観まちづくりを推進していくためには、市民、事業者、行政、が一体となって取り組むことが重要です。

朝霞市では景観づくり団体を募集、認定し、身近な景観づくりや地域に限定されない幅広い活動を推進していただけるよう活動を支援させていただいております。

現在、既に22団体が登録され、様々な活動を行っております。

今回は新たに申請のありました4団体についてご説明をさせていただきます。

資料は、議題（1）、景観づくり団体認定申請についてでございます。

申請団体が景観づくり団体の認定要件にどのように適合しているのかがわかるよう、申請内容と適合の状況を、団体ごとにまとめたものとなっております。

また、最後のページでは、既存団体も含めた各団体の活動場所をお示ししておりますので、参考としていただければ幸いです。

なお、適合状況内の括弧書きにつきましては、景観計画のページと対応しております。

該当するページを抜粋した参考資料、各団体が、本市の目指す景観づくりとどのように関わっているのかを、本資料とあわせてご覧いただければと思います。

それでは団体ごとに説明をさせていただきます。

1ページ目をご覧ください。

1団体目は朝霞キテレツ企画でございます。

当該団体は、朝霞市民まつり彩夏祭や、さいたまスーパーアリーナで開催の音楽フェス、キャノンボールをはじめとした様々なイベントに参加している団体です。

イベントの主役は子どもたちをうたっており、家族が一つになれるイベントを開催し、笑顔があふれる、にぎわいの景観を演出する一端を担っており、ゾーン別景観づくりの方針に位置付ける基地跡地周辺や河川周辺の公共施設における人が集いやすくなる空間作りや、にぎわいの創出に適合しております。こちらは25ページの記載となります。

また、地域の活力や魅力が伝わるにぎわい景観の創出と発信に取り組むことで、多くの人が訪れたいと感じるまちを目指す景観づくりの目標3、訪れたいと感じる街にも適合しております。こちらは資料の20ページに記載しております。

続きまして2ページ目をご覧ください。

2団体目は、株式会社アシストとなります。

当該団体は、ふるさとまちづくりを実現するため、市内の清掃、各種イベント等への参画など、様々な事業を行っており、地域住民が安心して暮らせるまちづくりや、親しまれる景観づくりの推進を目指すことを目標として申請をしたものでございます。

また、景観づくり団体である株式会社リゾンと共に、「捨てないまちプロジェクト」と銘打ち、まだまだ使える不要品をリユースマーケットで販売したりと、地域のために活動を行っていることから、ゾーン別景観づくりの方針に位置付ける「住み心地」の良さが伝わる、安全で快適な住まいの景観づくりに取り組む景観づくりの目標2「住みたい、住み続けたいと感じるまち」、様々な主体が協働して景観づくりを進めることで、誰もが愛着を感じるまちを目指す景観作りの目標4「みんなでつくる愛着あるまち」にも適合しております。

まとめて申し上げますと、25ページ、19ページ、20ページに記載されております。

続きまして、3団体目、朝霞市役所e sports部をご覧ください。

こちらは、ほんちょう児童館で開催された「ゲームで遊ぼうeスポーツ体験会」や、あさか向陽園で開催した「eスポーツ体験イベント」をはじめとした様々なイベントの企画運営などを行っており、地域の活力や魅力が伝わるにぎわい景観の創出と発信に取り組むことで、多くの人が訪れたいと感じるまちを目指す景観づくりの目標3「訪れたいと感じるまち」に適合しております。

こちらは資料の20ページに記載があります。また、様々な主体が協働して、景観づくりを進めることで、誰もが愛着を感じる街を目指す景観づくりの目標4、「みんなでつくる愛着あるまち」にも適合しております。こちらも同じく20ページに記載があります。

続きまして4団体目、あさかJAMになります。

当該団体はにぎわう景観の創出を目指し、昨年度より、あさかJAMを開催しております。

今年度は11月30日日曜日ですが、市内2ヶ所、(朝霞駅南口広場・CHIENOWA BASE)で開催予定です。

今後の展望として、シンボルロードや街の魅力を幅広い世代に知っていただくために、音楽のジャンルを増やし、最終的に全国から応募を募り、あさかJAMを基盤としたダンスコンテストを開催することで、広域から交流人口の増加を通じて、さらなる地域活性化とコミュニティ作りに寄与することを希望しており、笑顔があふれるにぎわいの景観を演出し、ゾーン別景観づくりの方針に位置付ける基地跡地周辺や河川周辺の公共施設における、「人が集いやすくなる空間づくり」や「にぎわいの創出」に適合しております。こちらは資料の25ページに記載がございます。

また、地域の活力や魅力が伝わるにぎわい、景観の創出と発信に取り組むことで、多くの人が訪れたいと感じるまちを目指す景観づくりの目標3「訪れたいと感じるまち」にも適合しております。こちらは20ページに記載がございます。

以上のことから、4団体全て、景観計画に定めるゾーン別景観づくりの方針等の趣旨に適合し、良好な景観の形成に資すると認められると考えております。また、各団体の活動は、土地、建物、建築物又は工作物の利用を不当に制限するものではなく、営利、政治、又は宗教に係る活動でもございませんので、認定要件は全て適合しております。

市といたしましては、団体の景観づくりに対する積極性を認め、認定したいと考えております。

なお、認定した景観づくり団体につきましては、今後、景観形成補助金を活用した事業を行う場合には、その事業内容が補助要件に合致するようであれば申請に基づき、予算の範囲内で財政的支援を行っていくほか、日頃から情報提供、情報交換の場を設けるなどの支援を実施していきたいと考えて

おります。

以上で議題（1）の説明を終わります。

○寺村副会長

はい。ありがとうございます。それでは議題の説明をしていただきましたが、委員の皆様からご意見ご質問等はございますでしょうか。

○大橋委員

大橋です。よろしくお願ひします。

3ページの朝霞市役所 e s p o r t s 部のところなんですかけれども、ちょっと自分がその e スポーツっていうのにあまり詳しくないんで、ちょっと教えていただきたいんですが。

要件には合ってるかとは思うんですが、なんとなく e スポーツっていうとインドアでやるイベントとかっていう感じはあるんですけれども、この 20 ページの訪れたい、と感じる街というところの写真を見ても、なんとなく野外活動の写真が出てるんで、もしかしたら、訪れた町という点では、e スポーツもありかなとは思うんですが、一般の市民の方から見ると、そのあたりの説明がどうなのかなっていうところをちょっとお聞きしたいなと思います。

○寺村副会長

はい。ありがとうございます。何かお答えできることありますでしょうか。

○事務局・戸塚まちづくり推進課都市計画係主査

今のご質問で、まずインドアのスポーツではないかというようなお話があったかと思うんですけれども、確かにゲームですのでインドア的な印象はあるかと思うんですけども、e スポーツは日本全国いろんなところで開催されておりまして、実際に屋外で催されているケースも見受けられます。

e スポーツって何なのっていうことなんですかけども、e スポーツというのは、多分皆さんご想像しているゲームとかそういうものをスポーツと捉えて、e スポーツという形で、説明してるんですけども、こちらの e スポーツの活動内容としては、ゲームというかスポーツですので、性別、年齢そういうものを問わず、コミュニケーションを図りやすいものとなっております。

○事務局・村岡まちづくり推進課都市計画係係長

補足ですが、私も大橋委員と全く同じ感想を持ちまして、口頭でしか聴取してないんですけれども、この景観づくり団体になった暁には、外でも活動を広げていきたいというご本人たちの意向は確認しております、どういった開催の仕方とか、今のところは私情報把握していないんですけれども今まで室内で展開していったものを、外でもできるように、通りすがりの方も参加できるように、工夫していきたいという話は伺っております。補足は以上でございます。

○大橋委員

中の活動でもいいと思うんですけど市民の方から「違うんじゃないの」て言う意見が出そうなので、それに対して中でやるにせよ外でやるにせよ景観に寄与してるんですよみたいなことがあらかじめ分かってればいいのかなとは思っているのです。ありがとうございます。

○寺村副会長

はい。事務局から何かありますか。

にぎわいの景観の創出と書いてありますので、そのイベントをされるということで多分、内外いろいろあるんじゃないかと少し思います。

他に何か、質問ご意見ありますか。細川委員お願ひします。

○細川委員

細川です。一市民としての意見なんですけれども、ここに書いてあるほんちょう児童館で開催され

ていた、ゲームであそぼう e スポーツ体験会というので、私自身子どもと一緒に児童館の方に行きました、ちょっとゲーム機が置いてあってそこで知らない子どもたちとゲームで遊ぶっていうコミュニケーションの一つだと思うんですけどそういうことをやりましたのでそれがまた外で大型ビジョンと、もし使われてそういうことをできるのであればいろんな方が本当に幅広い年齢層の方が参加できるイベントになるのではないかと、にぎわいにつながるところではないかなと思います。以上です。

○寺村副会長

他にご意見とか、他に何か。

○前田委員

今4団体が出たんですけど、私の知ってる限りでは、朝霞キテレツ企画ですか。前ストリートテラスに出たのかな。ちょっと分からぬ2回ぐらい、キテレツ企画の社長ともお会いして、なんかいろいろ手広くイベントをやってるっていうのは事実で、私もそういう形で認識はしてるんですが。それとあと、株式会社アシスト、これも朝霞市商工祭においてもね、ゴミの収集ですか、あのゴミ袋は各ブースに販売してね、それをまとめて処理するとそういうことで存じ上げてるんで、そういう意味では景観というのもやはりゴミがあってはね、やはり景観も良くないし、やっぱりそういうアシスト的なそういうゴミの処理ってこれゴミ処理って書いてないんですけど、そういうこともやってる会社であるんでいいのかなっていう、感じはいたします。

それとあと今、eスポーツに関しては今実質説明があったんで、省略させていただいて。あと、あさかJAM、私見たことないんですけど、これ書いてる限りでは、シンボルロードにおいて活動させていくということで、そういう目標があれば、景観団体に入れてもいいのかなって、思います。それともう一点なんですけどもさっき冒頭に、平成30年から22団体が常に活動してるのかそこら辺の22団体がどういう状況で、今活動してるのかっていうのをお聞きしたいなど。全てね、もし団体を認定された団体が、平成30年に全部入ったわけじゃないけれども、活動してる状況っていうのをちょっと教えていただければありがたいなというふうに思います、以上です。

状況だけでいいですよ。今言ってた残りの22団体が今、結果的にどういう活動しているのか教えていただければありがたいです。

○事務局・戸塚まちづくり推進課都市計画係主査

はい。全団体というわけにはいかないんですけども、例えばですが、朝霞なるこ遊和会等は、お祭りに出ていただいたり、リゾンさんは先ほど言ったアシストさんと一緒にイベントをしたりとか、そういう形で活動してるというのはこちらでも、ご相談があったときには、こういう活動をしようとしているんだなってことの把握はしているんですけど個々については細かくは把握はできていませんけども、そんな感じで大丈夫でしょうか。

○前田委員

認定して、そのままの状態だったら意味ないかなってね、やはり活動することによって意味があるのかなっていうそこら辺ね、1年に1回とは言わないけれど何かそういう名前だけね、登録してそのままだったら意味ないけど、それと前の会議のときに私も言ったと思うんですけど景観づくり団体が26団体になるんですよね。その26団体が、例えば全員が出席できるかどうか分からないけど、そういう意見交換などを必要もあるんじゃないかなっていうね、団体を集めてね。出る、出ないは別ですが、こういう事業やっているんだよ、これをやっているんだよっていう刺激を受けるようなことも必要じゃないのかなということもあってもいいのかなって思います。

○寺村副会長

はい。事務局お願いします。

○事務局・戸塚まちづくり推進課都市計画係主査

ありがとうございました。今いただいたご意見、実は昨年度ですね、まちづくり推進課だけではなくて、みどり公園、道路、まちづくり、あと環境推進ですかねそういったところを、景観団体を対象に、全団体にお声がけして勉強会を行っております。

令和7年3月14日の金曜日午後に行ったんですけれども、出席団体は少なかったんですけど、22人16団体が参加しまして、今日もいらっしゃっていただいた寺村先生をはじめ真田先生に、講演をしていただいたという、勉強会をしたという経緯がございます。

○寺村副会長

はい。ありがとうございます。他に何かございますでしょうか。はい吉谷委員。

○吉谷委員

先ほど前田委員がおっしゃったのとダブルところがあると思うんですけど、平成30年からもう10年以上やってるわけですね。多分、中にはもうあまり活動していない団体もあるんじゃないかなと思うんですけど、チェック体制っていうかね、あと、そのやったことに対して、非常に皆さん一生懸命やっていいと思うんですけど、その成果っていうか結果を要求するっていうか、そういうのをチェックしたりですね。それからあと、そういう団体がそういう活動してて、その成果を評価して、表彰するとか、なんかそういうのあった方がいろいろとやりがいっていうかね、そういうのになってまず一生懸命やろうっていうような、そういう醸成するようなことになるんじゃないかなと思うんですけど、それは意見ですけど。そういうのあったらいいんじゃないかなというふうに思いました。

○寺村副会長

はい、吉谷委員ありがとうございます。他にございませんでしょうか。ございませんでしたら、本件につきましては、景観づくり団体の認定の方をよろしいでしょうか。皆さん、はい。認定について了承していただけたということで、次の議題に移らせていただきたいと思います。

続きましては朝霞市の景観についてでございます。事務局説明をお願いいたします。

◎3 議題（2）朝霞市の景観について

○事務局・村岡まちづくり推進課都市計画係係長

はい。朝霞市の景観について説明させていただきます。今年度から担当になりました村岡と申します、よろしくお願ひいたします。

今年度はじめということで、景観の届出制度のご紹介を少しさせていただきまして、その後策定中の都市計画マスタープランに、景観がどう関わってきてるのかというところでご説明させていただければと思います。

まず届出制度につきましてでございます。

当初は平成27年から景観条例と景観計画の運用を開始しておりまして、景観計画では市内全域を対象としまして地域の特性に合った景観作りができるように市民の皆様や事業者の方にご協力いただいているところでございます。

資料2-1をご用意ください。

A3、1枚ですけれども今たたまれてる状態かと思いますが1枚お開きいただきまして、中の方を見ていただければと思います。左上の方に景観づくり施策の展開と書いてあるページでございます。主に建築物や工作物の色彩や形状をコントロールするために届出制度というものを設けておりまして、ご覧いただいているものが事業者の方等に説明するために使用しているリーフレットでございます。景観計画では主に市内を三つのゾーンに分けておりまして、右側のページに地図がございますが、緑でお示ししているのが、水と緑を活かすゾーン、水色でお示ししているのが、安全で快適な住

まいゾーン。オレンジ色でお示ししていますのが商業にぎわいゾーンとなっております。

左側のページにお戻りいただきまして、届出制度をそれぞれのゾーンに応じまして、届出対象行為、分かりづらい名称なんですけれども、表にお示ししている要件を満たす場合は届出が必要ということになっております。

届出の要件につきまして、中身詳しく見ていませんが、水と緑を活かすゾーンの行為が最もハードルが低く、届出を出していただく範囲が広範囲ということになっております。

また、色彩の基準などにつきましても水と緑を活かすゾーンが最も厳しい基準になっております地域の特性に合わせまして、緑が多いところで、カラフルな色使いをするのはやめてほしいという目的で、水と緑のゾーンが最も厳しいということになっております。

次に資料2-2をご用意ください。

今説明させていただきました三つのゾーンに加えまして、特に景観づくりを重点的に図る景観づくり重点地区というものを2か所指定しております。一つは前回審議会でご説明させていただいたんですけども、シンボルロードの周辺エリアを指定しております、もう一つが今ご覧いただいている、黒目川沿線エリアということになっております。

資料の中見ていただきまして2ページをご覧ください。

今指定しているのがですね、浜崎黒目橋、産業文化センターの先ですね、新高橋溝沿の方になりますが、そちらの間の両サイド河川区域から20mの範囲としております。

次に5ページをお開きください。

景観づくり重点地区につきましては先ほど説明した水と緑を活かすゾーンよりさらに厳しく、全ての規模、どんな規模の建築や工作物についても届出対象となっております。

資料、後ほどご覧いただければと思うんですけども、色彩基準につきましても、厳しいものを採用しているというところでございます。

次に資料2-3をご用意をいただければと思います。

ここから策定中の都市計画マスタープランの内容についてご紹介させていただければと思います。現在ですね、令和8年度から始まる新たな都市計画マスタープランを作成しております、ご覧いただいているのが策定中のもの一部を抜粋したものでございます。

本日は主に景観に関する箇所に絞ってご紹介させていただければと思います。

資料の2ページをお開きください。

都市計画マスタープランの将来像の実現に向けたまちづくりのテーマとして五つのテーマを設定しております、その絵にもありますし、下の表にも書いてあるんですけども、まず、私らしい暮らしこそいうテーマ、にぎわい活力、快適な移動、自然環境、安全、安心という五つのテーマを設定しております。これに向けた方針や取り組みを都市計画マスタープランの中に掲載するといった構成にしております。

次に4ページをご覧ください。お開きいただければと思います。

各テーマごとに方針やその方針の実現に向けた取り組みをお示ししているのですが、特に景観に結びつきが強いテーマをいくつか紹介させていただければと思います。まず自然環境のテーマにつきましては、ページ左上の方になりますが、方針を、水と緑のある朝霞らしい風景を守り、親しみ、未来の子どもたちに胸を張って残せる持続可能なまちを目指しますということで、方針を設定しております。このテーマでは全体的に景観に深く関わるものが多く掲載される予定なんですけれども、その下の段の方になりますが、方針の実現に向けた取り組みのうち、下の方の四角の枠をご覧いただければと思います。

オレンジでお示ししている朝霞らしい風景を守り育てるという項目を設けまして、その中に、⑦協働による景観づくりということで、例えば周辺環境や、景観に配慮した土地利用の誘導ですとか、先ほど議論いただいた景観づくり団体の募集、補助などを位置付けております。

その一つ下になりますが、⑧としてみずみずしい風景を生かした自然景観への誘導ということで、先ほど説明させていただいた景観づくり重点地区の追加指定などをイメージしていますが、黒目川や新河岸川周辺の景観づくり重点地区の指定の検討、それから基地跡地や黒目川周辺の景観重点地区での良好な景観づくりの推進などを位置付けていく予定となっております。

次に5ページをご覧ください。

今ご紹介した自然環境のテーマの他にも、景観に関わってくる内容を掲載しております。今ご覧いただいているのがテーマ賑わい活力となっております。ページ左下の⑦番をご覧ください。

こちらのテーマの中では、自然環境や歴史、文化、文化資源を活かしたにぎわいづくりということで、黒目川や農地、斜面林等の自然環境を活かしたにぎわいづくりを位置付ける予定となっております。

次に6ページをご覧ください。

テーマ私らしい暮らしにも景観に関わりがある取り組みを掲載しております、ページ左上の方になりますが、②として、利便性と自然が調和したゆとりある地域づくりということで、自然環境と調和した住環境の維持向上を位置付けていたり、下段に行きまして、③みずとみどりに恵まれた地域づくりということで、自然との共存に配慮した土地利用の推進などを掲げております。

次に7ページをご覧ください。

右側に掲載しているのが、各テーマの方針図というものを今までお示ししていたページの右側のページになりますが方針図を重ね合わせまして、重要なポイントを抽出した、将来都市構造図となっております。景観というよりやや自然とかみどりとかの紹介になってしまふんすけれども、将来都市構造図の中には緑の点線の丸でお示ししておりますみどりの拠点ですか、水色の矢印や緑の矢印で紹介しております。

みどりの軸といったものを表現してまいります、こちらにつきましては同じく現在策定中でありますみどりの基本計画とも連携しながらですね、都市計画マスタープランにも位置付けを進めていきたいと思っております。

少し長くなってしまったのですが、都市計画マスタープランの紹介はこのあたりにさせていただければと思います。

来年1月上旬頃から、都市計画マスタープランにつきましての市民コメントを実施させていただく予定となっております。その際には、本日お示ししたものを含めまして、もう少しブラッシュアップした素案などを公開して、どなたでもご意見をお寄せいただけますので、その際はぜひ素案の内容をご覧いただきまして、よろしければご意見をいただければと思っております。

説明は以上となります。

○寺村副会長

はい。ありがとうございます。非常にスタンダードで丁寧なことをされているんじゃないかなというふうな印象を受けましたが、委員の皆様質問ご意見等ございましたら、挙手をお願いいたします。

○吉谷委員

吉谷です。

これ届出ですよね。

1年間でどのぐらい届出があったとか、それから中には、該当していても届出しない業者もいると

思うんですけど、そういったときなんかどういう対応しますか。

あとこれ届出を出すタイミングというのはどういうタイミングで取ってるか、建築確認を取るときなんかそういう段階で多分、チェック入ると思うんですけど。

それ以外のときは、どういうふうに対応したか。

内容が大き過ぎちゃって、どういうふうに何か届出をとったり、指導したり。どういうふうにやっているのかなと思って、その辺が疑問なんんですけど。

#### ○事務局・村岡まちづくり推進課都市計画係係長

はい。ご質問ありがとうございます。届出の件数等につきましては、年度によってばらつきがあるんですけども、直近令和6年度で言いますと、34件の届出があったところでございます。

それから届出のフローにつきましては、資料2-1、先ほどご覧いただいたリーフレットの一番表のページですね、たたんだ側の右上に資料2-1と書いてあるページをご覧いただければと思うんですけども、ページ下側の3ということで届出のフローということでころがございます。

届出のタイミングとしましては、右側の上から2番目の水色の枠になりますが、届出の行為につきましては、着手の30日前までにしてくださいということになっておりまして、業者の皆さんにも、一律そういった説明をさせていただいているところでございます。

それから、届出をしなかった場合についてなんですけれども、届出してないことが後から発覚した場合に、フローの中にも記載があるんですけども、勧告ですとかそういったところまで市の権限でできるようになっておりますので、もしそういった違反、その他違反も含めまして、勧告というところまでできることになっております。

#### ○事務局・八田開発建築課建築指導係係長

すいません、補足させていただきます。

開発建築課建築指導係の八田と申します。よろしくお願いします。

概ね出される、対象となる物件に関しましては、何か開発行為ですとか、大きい規模のものが結構メインになります。

朝霞市で定めています開発の手続きの条例というものがあるんですけども、大規模な開発行為があると、事業者が前もってその手続きを踏んでっていうのがあるんですが、中で関係各課に会議が回ってきてそれで助言指導を行うというような手続きになります。その助言指導の中で、この景観の届けの対象となりますのでというようなお知らせをして、事業者がそれを見て、届出を出していただくというのがメインの流れになってくるんですけども、もちろん事業者によっては、そうは言ってもちょっととはというパターンもあります。そういったときにどうするかというと、それでもし、着手前であれば、出してくださいというような促しができるんですけども、既に着工してしまっているとかそういう場合に関しては、いきなり勧告ですとか変更命令というよりも、別に届出っていうのが、報告っていうのがありますて何で遅れてしまったのかっていう事情とかですねお書きいただいて、それでの、一式出してもらうのですけれども、出してもらった内容が、景観の条例の中で定めているような色彩ですとかそういうところに合致しているようであればその報告をもって、手続きを進めるような流れになっております。

以上です。

#### ○吉谷委員

ありがとうございます。

中にはどうしてもその景観の条例にのっとった指導に従わない業者は中にいると思うんですよ。どうしても嫌だとやりたくないというのもいると思うんですけど。そういう業者が出てきたときに実際、勧

告っていうのは多分やらないと思うんですけど、ちょっと無理かなと思うんですけど。ただ、そういう業者がいたときは、実際どうする、どうしたのかなと思うんですけど、ただあまり何て言うかねそこで業者さんと喧嘩したり、何かいろいろどうしてもやるとかやらないとかそういうことになると、大変担当者もかなりご苦労すると思うんで、その辺はほどほどにやってんのかなと思うんですけど、その辺はどうなんですか。

○事務局・八田開発建築課建築指導係係長

私が今まで行ってきた中の経験ですと、それでやらなかったというケースはなかったです。

もしそれに従わないとなると、購入者ですとか、そういう方々に不利益の影響が及んでしまうというのがもしかしたらある影響で、そのコンプライアンス的な面ではしっかり守っていただいているのかなという受け取りはしているんですけども、今まで従わなかったという事業者は、経験ではないです。

○寺村副会長

はい、ありがとうございます。他に何かご意見、ご質問。

○前田委員

先ほど説明のあった令和6年のときに34件の届出を説明しましたよね。

私にしてみれば少ないのかなって思うんですけど。朝霞市で、建物の増築とかいろいろ新築とかあってその34件開発も含めてなんですけれど、例えば全てが要するに朝霞市の例えば小さい木造2階建てとかそういう分譲のやつだったら朝霞市に提出できるんですよね。それに関しては、要するに審査できるわけですよね。

ただ審査機関のところにいっちゃうと、わからないケースもあるわけですよね。だからそういう意味で、例えば審査機関のところへいって、それが今度、当然こういう審査がありましたよって、当然行政庁に来るわけですよね。

それから分かるっていうケースもあるわけですよね、提出してないっていうのが。そういうことはないんですかね。

○事務局・八田開発建築課建築指導係係長

お答えします。対象の規模が令和4年の4月1日から変わりまして、一戸建て住宅であれば届出の対象から外れているのですね。

その前までは確かに戸建ての住宅で当たってるのは対象になっていたので、多いときにはやはり200件とか、全体で超えていたんですけど、それ以降対象から外れてから件数が今ぐらいで落ち着いているというような状況です。

○前田委員

それと、ちょっと余談なんですけどこの間ちょっといろいろ住民説明があって、マンセルの表示で、合致してるんだけどという話です。

半艶か艶消したとかね、色は合ってるんですよね。だから、艶消しか艶消しじゃないかっていうんで、揉めたんですけど、そこら辺っていうのは、色が合ってれば景観条例に従って、合致してると。ただ、艶消しか艶消しじゃないかで揉めたんですけどね、そこら辺っていうのはちょっと私の意見で申し訳ないんだけどそういうことっていうのはあと住民との話し合いになっちゃうということだと思うんですけど、役所の見解というのはどうなんですか。

○事務局・八田開発建築課建築指導係係長

私の方だと、色合いですか、その辺合致していれば、それを拒むことは出来ない。あとは景観基準対応説明書という別の、こういったことに配慮しましたよという書いてもらう書類があるのです。

そちらの方でどの程度配慮しているのかというのを見せてもらって、それで支障がなければちょっと艶消しとかそういうじやないとかその辺の配慮の仕方というのは、やはり事業者さんそれぞれなので、それをもって判断というのは難しいです。今の状況ですと、概ね色合い判断です。

○前田委員

だから当然説明する側としては、景観条例にのっとって選定してるって言わざるを得ないんですけどね、住民の方々っていうのは、当然太陽光じゃないけれども、反射してね。

色が反射して眩しいんじゃないとか、そういう問題も出てくるんですよね。色だけじゃなくてね、そういう、何ていうのかなということも、住民は考えているということの、ご理解、そういうのも出てるよっていうことでお示ししたということです。以上です。

○寺村副会長

はい、ありがとうございます。他に何か。ご意見とか。ございませんでしょうか。

議題の方も特にご意見がないようですので、議題については了承いただいたということでよろしいかなと思います。

それでは本日の議事は全てこれで終了いたしましたので、進行の方を事務局にお返ししたいと思います。

○4 閉会

○事務局・大里まちづくり推進課都市計画係主事

副会長ありがとうございました。

閉会の挨拶を塩味部次長兼開発建築課長にお願いいたします。

○事務局・塩味都市建設部次長兼開発建築課長

はい、ありがとうございました。

本日なんですけれども、今年度最後の景観審議会の予定でございます。本日最後の場合ですね、景観審議会の委員の皆様の任期が満了となります。委員の皆様には、審議会の円滑な運営並びに貴重なご意見を賜りましたことを厚く御礼申し上げます。来年度からの委員の選出につきましては、本市条例に基づきまして、改めて委嘱をさせていただきたいと思います。委員の皆様には今後とも景観行政発展のためにですね、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

○事務局・大里まちづくり推進課都市計画係主事

以上をもちまして、令和7年度第1回朝霞市景観審議会を閉会いたします。ありがとうございました。